

	築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾	
	婦人子供服製造	13,000 円
3 級	園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	15,700 円 (10,500 円)

括弧書の手数料は、熊本県手数料条例別表第20に定める在校生等が受検する場合に適用する。

イ 実施期日

実技試験は、平成16年6月14日から平成16年9月5日までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、平成16年6月7日に熊本県職業能力開発協会にて公表する。
(一部の職種に係る問題の全部又は一部については行わない。)

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 3,100 円

イ 実施期日

等級	検 定 職 種	実 施 年 月 日
3 級	園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成16年8月1日
1 級及び 2 級	造園、金属熱処理、金属プレス加工、布はく縫製、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成16年8月22日
3 級	金属熱処理	
1 級及び 2 級	園芸装飾、機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成16年8月29日
1 級及び 2 級	放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材加工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾	平成16年9月5日

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書を下記あてに提出すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会
熊本市水前寺六丁目5番19号熊本県住宅供給公社ビル内
電話 096-384-1711

(3) 受付期間

平成16年4月5日から平成16年4月16日まで

(4) 受検申請に関する注意等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会にて交付する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、160円切手をはったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、郵送による申請書は、平成16年4月16日までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ イの場合においては、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

5 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

6 合格発表

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成16年10月5日以降（平成16年8月1日に学科試験を実施する職種については平成16年9月1日以降）に書面で通知する。

(2) 技能検定の合格者は、平成16年10月5日（平成16年8月1日に学科試験を実施する職種については平成16年9月1日）に熊本県庁行政棟本館1階ロビーの掲示板及び熊本県庁ホームページにおいて受検番号を掲示又は記載する。

(3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等
技能検定の合格者には、1級については厚生労働大臣の合格証書が、2級及び3級については熊本県知事の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から1級技能士章、2級技能士章、3級技能士章がそれぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部職業能力開発課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第176号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条の規定に基づき技能実習制度に係る平成16年度技能検定を次のとおり実施する。

平成16年3月1日

熊本県知事 潮谷 義子

1 実施職種

(1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染に係るものに限る。）、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防止施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 受検資格

技能実習制度に係る3級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

3 試験の方法

実技試験及び学科試験

4 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料

検 定 実 施 職 種	手数料の額
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装	15,700円
機械検査、婦人子供服製造	13,000円

イ 実技試験の実施期日

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間において熊本県職業能力開発

- 協会が指定する日に行う。
- ウ 実技試験の実施場所
実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
- エ 実技試験問題の公表
問題は、あらかじめ熊本県職業能力開発協会に掲示するとともに、受検申請者あて送付する。
- (2) 学科試験
- ア 学科試験の手数料 3,100 円
- イ 学科試験の実施期日
平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- ウ 学科試験の実施場所
実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
- 5 受検申請の手続
- (1) 提出書類
技能検定受検申請書を(2)の提出先に提出すること。
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。
- (2) 提出先
熊本県職業能力開発協会
熊本市水前寺六丁目5番19号熊本県住宅供給公社ビル内
電話 096-384-1711
- (3) 受付期間
実技試験及び学科試験の実施期日のそれぞれ2週間前まで
- (4) 受検申請に関する注意等
- ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会に交付する。
なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、160円切手をはったもの)を同封すること。
- イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
- ウ イの場合においては、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。
- 6 手数料の納付方法等
実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。
なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。
- 7 合格発表
- (1) 合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格証書の交付
3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定合格者には、熊本県知事の合格証書を交付する。
- 8 その他
技能実習制度に係る技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部職業能力開発課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第177号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営阿蘇一期地区土地改良事業(農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水)の計画を変更したいので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し立てられたい。

平成16年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営阿蘇一期地区土地改良事業(農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水)変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年3月2日から平成16年3月29日まで
- 3 縦覧場所
阿蘇町役場
一の宮町役場